平成２７年（フ）第４７６号
愛知県あま市新居屋小舟戸104番地
債務者　原田　昌代
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上嶋　幹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０８号
愛知県東海市中ノ池４丁目５番地の14　セントラル笠木201号、住民票上の住所愛知県大府市共西町３丁目106番地　真栄マンション共和301号
債務者　益山　良継
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻須　茂生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０８号
宮崎市青葉町23番地　坂本アパート
債務者　小島　博子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　圭佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６７号
長野県松本市大字島立182番地３
債務者　福原　　淳
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　雅春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６０号
愛知県岡崎市石神町１番地４　リバーサイドＫ２－101、前住所愛知県岡崎市城北町６番地９　ハートヒルズ城北11Ａ
債務者　嶋谷　　智
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月３日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
愛知県岡崎市明大寺町字仲ケ入52番地　スリーアイランド202
債務者　中西　泰彰
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
山形県上山市金生西１丁目10番31号
債務者　酒井　正樹
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　　朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５４号
山形県東村山郡中山町大字長崎1081番地３
債務者　丹野新一郎
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５３号
名古屋市緑区浦里３丁目287番地　ユニーブル浦里605号
債務者　豊島　正美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　亮次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５号
愛知県一宮市馬見塚字長畑３番地４　ペティハウスロベリア105号
債務者　石黒　東雄
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　秀司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７５号
名古屋市中区大須３丁目30番45号　コラボシティ大須706号
債務者　宮地　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水越　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８３号
北九州市小倉南区朽網西５丁目31番10号
債務者　濱崎　豊子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　　遊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６９号
静岡県島田市御仮屋町8788番地の４　レオパレス石川106号室
債務者　白井真由美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間　　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６５号
堺市堺区緑町２丁71番地１　コーポみどりＥ－107号、前住所堺市堺区七道西町12番地22１棟403
債務者　島袋　弘美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
大阪府羽曳野市西浦４丁目３番18号
債務者　中野　真浪
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
堺市堺区南旅篭町東２丁２番16号
債務者　三光　勝利
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８号
香川県観音寺市流岡町313番地
債務者　千秋眞由美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
高松地方裁判所観音寺支部